

立川市史編さん基本方針

平成 28 年 3 月 1 日決定

1. 趣旨

『立川市史』は、市制施行 25 周年を記念して、上巻は昭和 43（1968）年 12 月、下巻は昭和 44（1969）年 1 月に刊行されました。刊行から約半世紀が経過し、その間に、街並みや市民生活は劇的な変化を遂げ、今日では、立川市は、多摩地域の中心都市として大きく発展しています。

これは、先人たちが過去から積み重ねてきた歴史の結果です。将来を見据え、今後のまちづくりを考えていくには、これまでの発展の経過を明らかにすることが、ひとつの手がかりとなります。

また、昨今、市内に残されている貴重な資料が急速に失われており、これらの資料を保存し、市民の財産として後世に伝えることも喫緊の課題となっています。

よって、新たに立川市史編さん（以下「市史編さん」という。）を進めるため、立川市史編さん基本方針を定めます。なお、本方針の内容については、市史資料の収集や調査研究の進行状況により、適宜見直すものとします。

2. 目的

市史編さんの目的は、次のとおりとします。

- (1) 立川市への理解と愛着を深め、もって市民文化の向上に寄与すること。
- (2) 立川市の歴史的変遷、及び古くから営まれてきた生活や民俗を明らかにし、将来のまちづくりや市民生活に役立てること。
- (3) 立川市の歴史的、文化的遺産を調査し、市民共有の財産として後世に継承すること。
- (4) 歴史的公文書等の保存・活用に向けた基盤整備を行うこと。

3. 実施事業

市史編さんの目的に基づいて、次のように事業を進めます。

- (1) 市民に親しまれ、活用される市史となるように、編さん段階から、市民の参加・参画・情報提供の機会の創出に努めるとともに、地域の関係団体等との連携・協力を図る。
- (2) 市域の内外を問わず立川市の考古、歴史、民俗、自然等に関わる有形・無形の資料（以下「市史資料」という。）を収集し、調査研究を進める。

- (3) 「市史」を刊行するとともに、資料情報の提供、公開のための目録や調査報告書を刊行する。
- (4) 市史編さんの普及・啓発を行うために、「市史だより」の発行や電子媒体を使った情報発信、関連講演会等の開催を行う。
- (5) 市史資料や歴史的公文書等を将来にわたって適正に保存・管理し、公開・活用するための施設・方法を検討する。

4. 事業期間

市史編さんの事業期間は、平成 27 (2015) 年度から平成 36 (2024) 年度までとします。全体のスケジュールは下表のとおりとします。

| 年度 (平成) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 調査体制の整備 | ■ | | | | | | | | | | |
| 編さん方針の策定 | ■ | | | | | | | | | | |
| 基礎調査 | ■ | | | | | | | | | | |
| 本格調査 | ■ | | | | | | | | | | |
| 資料編の刊行 | | | | ■ | | | | | | | |
| 本編の刊行 | | | | | | | | | ■ | | |
| 別編の刊行 | | | | | | | | | | ■ | |
| 目録・調査報告書の刊行 | | | ■ | | | | | | | | |
| 普及啓発 | ■ | | | | | | | | | | |
| 歴史的公文書等の保存・活用検討 | | ■ | | | | | | | | | |
| まとめ (引き継ぎ等) | | | | | | | | | ■ | | |

5. 組織及び体制

○立川市史編さん委員会

市長の諮問に応じて、市史編さんの基本的なことについて審議します。

○立川市史編集委員

時代・分野ごとに専門部会を組織し、立川市史編さん基本方針に基づき、資料収集及び調査研究の方法を確立し、市史の編集、執筆を行います。部会間の調整のために、部会長と編さん委員長が編集委員会議をもつこととします。

○事務局

市史編さんを推進するための事務局として、産業文化スポーツ部地域文化課に市史編さん担当を設置します。事務局には、立川市史編集委員の指導助言に基づき、専門的な調査・研究等を行うための専門嘱託員を必要に応じて配置します。

○庁内組織との協力・連携

市史編さんは、庁内関連部署と調整を図り、協力・連携して進めます。

6. 市史編集方針

市史の編集方針は、次のとおりとします。

- (1) なるべく平易な文章で記述し、写真・図版を活用するなど、親しみやすく、わかりやすいものとする。
- (2) 音声、映像、写真等の資料については、CD、DVD 等の記録媒体を有効に活用すること。
- (3) 前回の市史編さん事業以後に発見された資料や調査成果を体系的に整理し、反映させること。
- (4) 立川市の基礎資料としても活用されるよう、正確で学術レベルの高いものとする。

7. 市史の構成と体裁

市史の名称は『新編立川市史』（仮称）とし、構成は以下のとおりとします。記述は、平成 32 (2020) 年頃までの出来事を取り扱うこととし、本編・資料編のほかに、特筆すべき事項を扱ったテーマ編と普及版（ダイジェスト版）を別編として刊行します。また、目録と調査報告書を刊行します。

市史の判型は B5 判・タテ書きを原則とし、掲載内容の特徴から、より適した体裁がある場合には、適宜変更するものとします。また、紙媒体とともに電子媒体での出版についても検討することとします。

なお、執筆に際しては、別に執筆要領を定めることとします。

(1) 本編

- ・通史編（上・下） 2冊

(2) 資料編 12冊

- ・先史編 1冊
- ・古代・中世編 1冊
- ・近世編①② 2冊
- ・近代編①② 2冊
- ・現代編①② 2冊

- ・民俗編①② 2冊
- ・地図・絵図編 1冊
- ・写真資料編 1冊
- (3) 別編 4冊
 - ・近代テーマ編 1冊
 - ・現代テーマ編 1冊
 - ・民俗地誌編 1冊
 - ・普及版 1冊
- (4) 目録・調査報告書 各部会の進捗に応じて刊行する

8. 市史の刊行計画

年度別の刊行計画は下表に定めるとおりとします。

| 刊行物 | | 年度(平成) | | | | | | | |
|----------|----------|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 |
| 本編 | 通史編(上・下) | | | | | | | ○ | |
| 資料編 | 先史編 | | | | | ○ | | | |
| | 古代・中世編 | | | ○ | | | | | |
| | 近世編① | | | | ○ | | | | |
| | 近世編② | | | | | | ○ | | |
| | 近代編① | | | | | | ○ | | |
| | 近代編② | | | | ○ | | | | |
| | 現代編① | | | ○ | | | | | |
| | 現代編② | | | | | ○ | | | |
| | 民俗編① | | | ○ | | | | | |
| | 民俗編② | | | | | ○ | | | |
| | 地図・絵図編 | | ○ | | | | | | |
| 写真編 | | | | | | ○ | | | |
| 別編 | 近代テーマ編 | | | | | | | | ○ |
| | 現代テーマ編 | | | | | | | | ○ |
| | 民俗地誌編 | | | | | | | | ○ |
| | 普及版 | | | | | | | | ○ |
| 目録・調査報告書 | | ■ | ■ | → | | | | | |